

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後
<p>○鹿児島県文化芸術の振興に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月29日 条例第24号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成21年3月27日条例第14号 平成31年3月22日条例第17号</p> <p>鹿児島県文化芸術の振興に関する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県文化芸術の振興に関する条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 文化芸術振興指針（第4条）</p> <p>第3章 文化芸術振興のための基本的施策（第5条—第24条）</p> <p>第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会（第25条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をかん養し、創造力をはぐくむものである。文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いである。</p>	<p>○鹿児島県文化芸術の振興に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月29日 条例第24号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成21年3月27日条例第14号 平成31年3月22日条例第17号 令和2年3月13日条例第2号</p> <p>鹿児島県文化芸術の振興に関する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県文化芸術の振興に関する条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 <u>文化芸術推進基本計画</u>（第4条）</p> <p>第3章 文化芸術振興のための基本的施策（第5条—第24条）</p> <p>第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会（第25条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらし、豊かな人間性をかん養し、創造力をはぐくむものである。文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いである。</p>

本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、上野原遺跡などが示すように早くから人々が定住生活を営んでいた。また、南に開かれた地理的特性を生かし、古くから東南アジア、中国、朝鮮半島などとの交易が行われ、異文化とのふれあいを通じ、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれてきており、人々にその地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になっている。

21世紀を迎え、少子高齢化の進展、生活圏の拡大など私たちの住む地域社会は大きく変化しており、人々の価値観や生活様式も多様化してきている。このような中で、人と人とを結び付け、人々に心豊かな生き方を提供する文化芸術の役割は、一層重要になっている。

今こそ、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、生涯にわたって文化芸術に親しみ、これを楽しみ、守り、及び支える県民の主体的な取組により、多様で特色ある地域の文化芸術が創造されるとともに、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興していくことが重要である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、温暖な気候や豊かな自然に恵まれ、上野原遺跡などが示すように早くから人々が定住生活を営んでいた。また、南に開かれた地理的特性を生かし、古くから東南アジア、中国、朝鮮半島などとの交易が行われ、異文化とのふれあいを通じ、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした多彩な文化芸術がはぐくまれてきており、人々にその地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になっている。

21世紀を迎えた今、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展など社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、人々の価値観や生活様式も多様化している。このような中で、人と人とを結び付け、人々に心豊かな生き方を提供する文化芸術の役割は、一層重要になっている。また、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、喫緊の課題となっている。

今こそ、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、生涯にわたって文化芸術に親しみ、これを楽しみ、守り、及び支える県民の主体的な取組により、多様で特色ある地域の文化芸術が創造されるとともに、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興していくことが重要である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多様な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を通じて活力ある地域社会が形成されることによって、文化の薫り高いふるさとがごしまの創造を目指して推進されることを基本理念とする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれ、及び発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術に関する情報を広く

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民の主体的で多様な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を通じて活力ある地域社会が形成されることによって、文化の薫り高いふるさとがごしまの創造を目指して推進されることを基本理念とする。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然、歴史及び風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれ、及び発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、本県の文化芸術に関する情報を広く

国内外に発信するなど、文化芸術に係る交流が積極的に推進されなければならない。

- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

- 3 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動に関係する個人及び民間の団体（以下「民間団体等」という。）の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、民間団体等に協力を求め、その有する人材、情報その他の能力の活用を努めるものとする。

国内外に発信するなど、文化芸術に係る交流が積極的に推進されなければならない。

- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた交流人口の拡大などを図り、それにより生み出された様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するよう配慮されなければならない。

- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

- 3 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動に関係する個人及び民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たせるように十分な配慮を行いながら、民間団体等に協力を求め、その有する人材、情報その他の

第2章 文化芸術振興指針

第4条 知事は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する指針（以下「文化芸術振興指針」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化芸術振興指針を定めるに当たっては、あらかじめ、鹿児島県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術振興のための基本的施策

（芸術及び芸能の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

能力の活用に努めるものとする。

4 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第2章 文化芸術推進基本計画

第4条 知事は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化芸術推進基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鹿児島県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術振興のための基本的施策

（芸術及び芸能の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術及び芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第6条 県は、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存され、及び継承され、並びに文化の創造のために活用されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第7条 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の振興のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(言葉についての理解と尊重)

第8条 県は、言葉が生活や文化の基盤を成し、文化そのものであることにかんがみ、県民が言葉に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

2 県は、地域特有の方言が重要な地域の文化であることから、県民が方言に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

(文化芸術の振興による地域づくり)

第9条 県は、文化芸術が観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術の振興による地域づくりに努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第10条 県は、国内及びアジアをはじめとする国外との文化芸術に係る交流を推進し、及び本県の文化芸術についての情報を発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第6条 県は、各地域の自然、歴史及び風土に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存され、及び継承され、並びに文化の創造のために活用されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第7条 県は、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化の振興のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(言葉についての理解と尊重)

第8条 県は、言葉が生活や文化の基盤を成し、文化そのものであることにかんがみ、県民が言葉に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

2 県は、地域特有の方言が重要な地域の文化であることから、県民が方言に対する理解を深め、これを尊重していくよう努めるものとする。

(文化芸術の振興による地域づくり)

第9条 県は、文化芸術が観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術の振興による地域づくりに努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第10条 県は、国内及びアジアをはじめとする国外との文化芸術に係る交流を推進し、及び本県の文化芸術についての情報を発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第11条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の公演、展示等への支援及びこれらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の育成)

第12条 県は、県民の文化芸術活動の充実に資するため、関係機関、市町村又は民間団体等と連携し、文化芸術活動を行う者の育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第13条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充)

第14条 県は、乳幼児期が心身の発達の基盤をはぐくむ上で重要な時期であることにかんがみ、乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充に努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第15条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第11条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の公演、展示等への支援及びこれらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う者の育成)

第12条 県は、県民の文化芸術活動の充実に資するため、関係機関、市町村又は民間団体等と連携し、文化芸術活動を行う者の育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第13条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充)

第14条 県は、乳幼児期が心身の発達の基盤をはぐくむ上で重要な時期であることにかんがみ、乳幼児期からの文化芸術に接する機会の拡充に努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第15条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第16条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実、文化芸術活動を行う者による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用等)

第17条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共の建物等の整備に当たっての配慮)

第18条 県は、公共の建物等の整備に当たっては、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術情報の収集及び提供)

第19条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、地域の文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(市町村及び民間団体等に対する支援)

第20条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し人材の派遣、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第16条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実、文化芸術活動を行う者による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実及び活用等)

第17条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共の建物等の整備に当たっての配慮)

第18条 県は、公共の建物等の整備に当たっては、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術情報の収集及び提供)

第19条 県は、県民の文化芸術活動を促進するため、地域の文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(市町村及び民間団体等に対する支援)

第20条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し人材の派遣、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第21条 県は、民間団体等が行う文化芸術活動に対する支援活動が活性化されるよう普及啓発及び情報提供に努めるものとする。

(顕彰)

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会

(設置)

第25条 本県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化芸術振興指針に関し、第4条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項に関し、調査審議すること。

第21条 県は、民間団体等が行う文化芸術活動に対する支援活動が活性化されるよう普及啓発及び情報提供に努めるものとする。

(顕彰)

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県文化芸術振興審議会

(設置)

第25条 本県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化芸術推進基本計画に関し、第4条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項に関し、調査審議すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、文化芸術に関し学識経験を有する者又は文化芸術活動を行う者のうちから知事が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第30条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、文化芸術若しくはその関連分野に関し学識経験を有する者又は文化芸術活動を行う者のうちから知事が任命する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第30条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、総務部文化スポーツ局において処理する。

(平21条例14・平31条例17・一部改正)

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、総務部文化スポーツ局において処理する。

(平21条例14・平31条例17・一部改正)

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。